

菅野発電所ほか8発電所の電力売却に係る公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

1 趣旨

本要領は、山口県企業局が管理運営を行っている水力発電所のうち、菅野発電所ほか8発電所で発電する電力の売電先をプロポーザルにより選定するための実施要領について定めたものである。

2 概要

(1) 件名

菅野発電所ほか8発電所の電力売却

(2) 内容

別添の「菅野発電所ほか8発電所の電力売却に係る仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 受給期間

令和6年4月1日0時から令和8年3月31日24時までの2年間

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、物品等の調達に係る営業種目の大分類「その他」小分類「電気」の登録があること。

(4) この公告の日からこの入札の日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

ア 役員等（プロポーザル参加者が個人である場合にはその者を、プロポーザル参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していること。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (7) これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。
 - (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きをしていないこと。
 - (9) 令和3年度及び令和4年度において、電力供給実績が平均予定売却電力量の148,716,000kWh以上であること。
 - (10) 山口県内における電力供給実績を有していること。
 - (11) 複数の者が共同で参加すること（以下、「共同参加」という。）ができる。その場合には、共同参加の代表者をあらかじめ定めておくこと。また、代表者は上記のすべての条件を、代表者以外は上記(3)を除くすべての条件を満たしておくこと。

4 参加表明書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は書留とすること。なお、持参の場合は、閉庁日を除き午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）の間に提出すること。

(2) 提出場所

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県企業局 総務課

(3) 提出期限

令和5年（2023年）8月14日（月）午後5時まで

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 登記事項証明書

ウ 会社パンフレット等

エ 小売電気事業の登録を証する書類

オ 令和3年度及び令和4年度の電力供給実績を証する書類

(5) 提出部数

1部

ただし、共同参加の場合は、全参加者を記載した書類を提出すること。

(6) 提案書提出者の選定通知

令和5年（2023年）8月22日（火）までに書面で通知する。

5 質問および回答

(1) 提出方法

質問書（様式2）により電子メール又はFAXで行うものとし、送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

山口県企業局 総務課

電子メール：a40100@pref.yamaguchi.lg.jp

TEL：083-933-4015

FAX：083-933-4029

(3) 提出期限

令和5年（2023年）7月28日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

質問回答は、令和5年（2023年）8月4日（金）までにホームページで公開するので、各々確認すること。

(5) その他

ア 期限を過ぎて提出された質問については、回答しない。

6 提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は書留とすること。

なお、持参の場合は、閉庁日を除き午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）の間に提出すること。

(2) 提出場所

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県企業局 総務課

(3) 提出書類

ア 提案書及び附表（様式3）

イ 財務諸表を証する書類（直近2か年分）

（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

ウ その他証明書類

(4) 提出期限

令和5年（2023年）9月13日（水）午後5時まで

(5) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

ただし、共同参加の場合は、全参加者分を記載し提出すること。（提案書に添付する書類を含む）

(6) その他

ア 提案書については参加者1案件とし、複数提案は認めない。

イ 提案書について、企業局から参加者へ事前に質問を行う場合がある。

7 プレゼンテーション

(1) 日時 (予定)

令和5年(2023年)9月20日(水)から9月22日(金)
午前10時から正午、午後2時から午後4時

(2) 場所

山口県庁13階 企業局1号会議室

(3) 時間

1事業者あたり30分程度(説明20分、質疑10分)

(4) 内容

ア 原則、提出した提案書により行うこと。ただし、パソコンやモニターの使用は、提案書と同じ内容に限り認める。

イ プレゼンテーションに参加する人数は5名以内とすること。

ウ 質疑に関する回答のための追加資料については、配布を認めるが、それ以外の場合の追加資料は認めない。

エ 災害等により、予定どおり実施できない場合は日程の変更をすることがある。また状況によりリモートによる開催とする場合がある。その場合においても、プレゼンテーションに使用する資料は提出した資料とすること。

8 審査及び審査基準等

(1) 参加者の提案の審査については、非公開とする。

(2) 審査基準については、別紙1による。

(3) 審査結果については、令和5年(2023年)10月12日(木)までに各参加者に書面で通知する。

9 落札候補者

審査の結果、最高得点となった者を落札候補者とする。

10 問い合わせ先

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県企業局 総務課 経営・技術企画班

電子メール：a40100@pref.yamaguchi.lg.jp

TEL：083-933-4015

FAX：083-933-4029

11 日程 (予定)

(1) プロポーザル実施要領等の公表 令和5年7月18日(火)
(参加表明書、質問受付開始)

(2) 質問提出期限 令和5年7月28日(金)

(3) 質問に対する回答 令和5年8月4日(金)

(4) 参加表明書提出期限 令和5年8月14日(月)

- | | |
|----------------|------------------------|
| (5) 提案書提出者選定通知 | 令和5年8月22日(火) |
| (6) 提案書提出期限 | 令和5年9月13日(水) |
| (7) プレゼンテーション | 令和5年9月20日(水)から9月22日(金) |
| (8) 審査結果通知 | 令和5年10月12日(木) |

12 その他

- (1) 参加者が企業局に提出した書類（以下「提出書類」という。）の作成及び提出、プレゼンテーション参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の再提出および差し替えは原則認めない。ただし、記述誤り等で審査に影響が無い部分については、企業局が修正を認める場合がある。
- (4) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、第三者から開示請求があった場合、山口県情報公開条例（平成9年7月8日山口県条例第18号）により取り扱いを決定する。また、記載内容の開示の可否については、参加者に対し意見を求めることがある。
- (5) 共同参加の場合には、代表者及び共同参加者は、契約内容について共同連帯とする。

審査基準

評価項目	評価の内容	点数
買取価格 (安定収入)	購入単価[円/kWh] (税抜) 基本料金・従量料金の2部料金の採用の有無及びその割合 ※県が設定する最低購入単価(非公表)未満の場合は失格とする。	50
環境価値の有効活用	・企業局の水力発電による環境価値を付与した電気の供給プラン(CO ₂ フリープラン)を通じて、県内企業のCO ₂ 削減の取組を後押しする提案か。 ・県内における電力の地産地消を進める提案か。 【参考：やまぐち維新でんき】 ※提案がない場合、提案内容が適していない場合は失格とする。	20
地域との関係性	・山口県内に支店、営業所、代理店があるか。 ・山口県内への販売電力量実績がより多いか。	10
経営の安定性	・小売電気事業者としての能力が高いか。 ・事業者として資金力があるか。 ・小売電気事業者としての運営が適切に実施されているか。	20
合計		100